

別添様式2

畜産競争力強化対策(緊急)整備事業の評価結果

(都道府県名:滋賀県)

1. 成果目標(増頭羽数効果)

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成27年度	2	0	2	64%	1	有	事業実施主体においては、畜産クラスター計画の目標達成に向けた施設整備に取り組み、概ね事業効果が得られていると判断される。1取組主体は成果目標が未達成の結果となったが、順調に育成牛が出生しており、酪農牛舎整備も30年度に計画していることから育成牛頭数は30年度、酪農頭数は31年度には成果目標を達成できる見込みである。	県の成果目標の平均達成率は64%であり、目標は達成されていない。このため、県に対して改善措置を求めるとともに、目標を達成できていない取組主体に対して継続的な指導をお願いする。

2. 事業実施後の効果(収益性の向上効果)

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成27年度	2	2	0	—	—	—	—	—

注1: 事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2: 評価対象事業数は、報告年度において、成果目標(増頭羽数効果)又は事業実施後の評価(収益性の向上効果)の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3: 2. 事業実施後の効果(収益性の向上効果)は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4: 目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

別添様式2

畜産競争力強化対策(緊急)整備事業の評価結果

(都道府県名:京都府)

1. 成果目標(増頭羽数効果)

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成27年度	1	0	1	40%	1	有	取組主体は成果目標が未達成の結果となったが、牛舎改修のため繁殖雌牛を減らした影響により繁殖雌牛の増頭が遅れている。受胎率の向上など事業効果は得られており、次年度には成果目標を達成できる見込みである。	府の成果目標の平均達成率は40%であり、目標は達成されていない。このため、府に対して改善措置を求めるとともに、目標を達成できていない取組主体に対して継続的な指導をお願いする。

2. 事業実施後の効果(収益性の向上効果)

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成27年度	1	1	0	—	—	—	—	—

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、成果目標(増頭羽数効果)又は事業実施後の評価(収益性の向上効果)の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 事業実施後の効果(収益性の向上効果)は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。

別添様式2

畜産競争力強化対策(緊急)整備事業の評価結果

(都道府県名:兵庫県)

1. 成果目標(増頭羽数効果)

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成26年度	1	0	1	100%	0	無	取組主体は成果目標を達成している。	県の成果目標の平均達成率は100%であり、目標は達成されている。

2. 事業実施後の効果(収益性の向上効果)

事業実施年度	事業実施数ア	評価対象外事業数イ	評価対象事業数ア-イ	目標の平均達成率	評価対象事業のうち、都道府県が事業実施主体へ改善指導を必要とした事業数	地方農政局等から都道府県計画の改善指導の必要の有無	都道府県による総合所見	地方農政局等による総合所見
平成26年度	1	1	0	-	-	-	-	-

注1:事業実施数は、事業を実施した取組主体数を計上すること。

2:評価対象事業数は、報告年度において、成果目標(増頭羽数効果)又は事業実施後の評価(収益性の向上効果)の評価対象となる事業数(取組主体数)を計上すること。

3:2. 事業実施後の効果(収益性の向上効果)は、目標年度の翌年度に評価報告があったときのみ記載する。

4:目標の平均達成率は、都道府県において実施した各事業(取組主体)で掲げている成果目標又は事業実施後の効果の達成率の平均値とする。